

特別養護老人ホーム 温雅荘  
利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

<介護老人福祉施設サービス費・ユニット型>

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		670	740	815	886	955
加 算	看護体制加算【Ⅰ】イ			6		
	看護体制加算【Ⅱ】イ			13		
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】イ			27	(1日あたり)	
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】			6		
	個別機能訓練加算【Ⅰ】			12		
	個別機能訓練加算【Ⅱ】			20		
	排せつ支援加算【Ⅲ】			20		
	褥瘡マネジメント加算【Ⅱ】			13	(1月あたり)	
	口腔衛生管理加算【Ⅰ】			90		
	科学的介護推進体制加算【Ⅱ】			50		
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	84	91	100	108	116
<b>合計金額(1日あたり)</b>		<b>¥847</b>	<b>¥927</b>	<b>¥1,013</b>	<b>¥1,094</b>	<b>¥1,173</b>

※柏市は6級地の地域単価(10.27円/1単位)で計算しています。上記は1割負担の場合の参考金額であり、負担割合が2割以上の場合には「2」若しくは「3」を乗じた額が1日当たりの施設サービス費となります。

<居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	¥820
	第2段階	¥820
	第3段階	¥1,310
	第4段階	¥2,400
食 費	第1段階	¥300
	第2段階	¥390
	第3段階①	¥650
	第3段階②	¥1,360
	第4段階	¥1,445

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階 (生活保護相当)	¥60,977	¥63,457	¥66,123	¥68,634	¥71,083
	第2段階 (非課税世帯 年収入が80万円以下)	¥63,767	¥66,247	¥68,913	¥71,424	¥73,873
	第3段階① (非課税世帯 本人年金80万円超)	¥87,017	¥89,497	¥92,163	¥94,674	¥97,123
	第3段階② (非課税世帯 本人年金81万円超)	¥109,027	¥111,507	¥114,173	¥116,684	¥119,133
	第4段階 (市町民税課税世帯 上記以外)	¥145,452	¥147,932	¥150,598	¥153,109	¥155,558
<b>2割負担</b> (課税世帯 本人年金280万円超)		<b>¥171,709</b>	<b>¥176,669</b>	<b>¥182,001</b>	<b>¥187,023</b>	<b>¥191,921</b>
<b>3割負担</b> (課税世帯 本人年金344万円超)		<b>¥197,966</b>	<b>¥205,406</b>	<b>¥213,404</b>	<b>¥220,937</b>	<b>¥228,284</b>

※上記の「段階」とは、介護保険負担限度額認定証上の区分となります。介護保険負担限度額認定を受けるには市役所への申請が必要です。上記は、全ての加算を算定した場合の料金となります。

※居住費について、入院・外泊7日目以降は介護保険負担限度額認定証の有無に関わらず、第4段階(2,400円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改定により変更になることがございますので、ご了承ください。

特別養護老人ホーム 温雅荘  
利用料金のご案内

令和6年6月1日現在

<介護老人福祉施設サービス費・従来型>

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		589	659	732	802	871
加 算	看護体制加算【Ⅰ】イ			6		
	看護体制加算【Ⅱ】イ			13		
	夜勤職員配置加算【Ⅰ】イ			22	(1日あたり)	
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】			6		
	個別機能訓練加算【Ⅰ】			12		
	個別機能訓練加算【Ⅱ】			20		
	排せつ支援加算【Ⅲ】			20		
	褥瘡マネジメント加算【Ⅱ】			13	(1月あたり)	
	口腔衛生管理加算【Ⅰ】			90		
	科学的介護推進体制加算【Ⅱ】			50		
	介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	74	82	90	98	106
合計金額(1日あたり)		¥749	¥829	¥912	¥993	¥1,071

※柏市は6級地の地域単価(10.27円/1単位)で計算しています。上記は1割負担の場合の参考金額であり、負担割合が2割以上の場合には「2」若しくは「3」を乗じた額が1日当たりの施設サービス費となります。

<居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	¥0
	第2段階	¥370
	第3段階	¥370
	第4段階	¥855
食 費	第1段階	¥300
	第2段階	¥390
	第3段階①	¥650
	第3段階②	¥1,360
	第4段階	¥1,445

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階 (生活保護相当)	¥32,519	¥34,999	¥37,572	¥40,083	¥42,501
	第2段階 (非課税世帯 年金収入が80万円以下)	¥46,779	¥49,259	¥51,832	¥54,343	¥56,761
	第3段階① (非課税世帯 本人年金80万円超)	¥54,839	¥57,319	¥59,892	¥62,403	¥64,821
	第3段階② (非課税世帯 本人年金81万円超)	¥76,849	¥79,329	¥81,902	¥84,413	¥86,831
	第4段階 (市町民税課税世帯 上記以外)	¥94,519	¥96,999	¥99,572	¥102,083	¥104,501
2割負担 (課税世帯 本人年金280万円超)		¥117,738	¥122,698	¥127,844	¥132,866	¥137,702
3割負担 (課税世帯 本人年金344万円超)		¥140,957	¥148,397	¥156,116	¥163,649	¥170,903

※上記の「段階」とは、介護保険負担限度額認定証上の区分となります。介護保険負担限度額認定を受けるには市役所への申請が必要です。上記は、全ての加算を算定した場合の料金となります。

※居住費について、入院・外泊7日目以降は介護保険負担限度額認定証の有無に関わらず、第4段階(855円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改定により変更になることがございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内。(1日につき)
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合。(1食につき)
栄養マネジメント強化加算	11単位	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して
入院・外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する。(1日につき)
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所後訪問相談援助加算	460単位	退所後30日以内に居室を訪問し相談援助を行った場合。(1回につき)
退所時相談援助加算	400単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所前連携加算	500単位	退所後のサービス利用について調整を行った場合。(1回につき)
看取り介護加算【Ⅰ】		死亡日以前31日以上45日以下について72単位(1日につき) 死亡日以前4日以上30日以下について144単位(1日につき)
看取り介護加算【Ⅱ】	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
看取り介護加算【Ⅲ】	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上。又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が100分の35以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上。又は、看護・介護職員総数のうち常勤の者の占める割合が100分の75以上。又は、直接処遇職員のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46単位	入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上。(1日につき)
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。(1日につき)
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合。(1月につき)
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	【Ⅰ】を算定している場合で、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師等が関わった場合。(1月につき)
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。(1日につき)
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
口腔衛生管理加算		歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。(月1回算定)【Ⅰ】90単位【Ⅱ】110単位
生活機能向上連携加算【Ⅰ】	100単位	訪問通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、計画を策定している。機能訓練指導員等は生活機能向上を目的とした加算機能訓練計画を策定している。
生活機能向上連携加算【Ⅱ】	200単位	【Ⅰ】を算定要件に【Ⅱ】は月単位で算定。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
配置医師緊急時対応加算	650・1,300単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、入所者の診療を行った場合。【早朝・夜間の場合】650単位/回【深夜の場合】1,300単位/回
排せつ支援加算		排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合。【Ⅰ】10単位【Ⅱ】15単位【Ⅲ】20単位(月につき)
ADL維持等加算【Ⅰ】	30単位	(イ):利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6ヶ月を超える者)の総数が10人以上であること。 (ロ):利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月目において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している。 (ハ):利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。
ADL維持等加算【Ⅱ】	60単位	加算【Ⅰ】の(イ)と(ロ)の要件を満たすこと。 評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算【Ⅰ】の(ハ)と同様に算出した値)が2以上であること。
自立支援推進加算	300単位	継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合(月につき)
科学的介護推進体制加算【Ⅰ】	40単位	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
科学的介護推進体制加算【Ⅱ】	50単位	加算【Ⅰ】に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、【Ⅰ】に規定する情報、規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
安全対策体制加算	20単位	入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合、安全対策加算として入所初日に限り所定単位数を加算する。
褥瘡マネジメント加算		継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合。 【Ⅰ】3単位【Ⅱ】13単位(月に1回を限度)

※その他、新たに加算を算定させていただく場合には事前にお知らせ致します。

※その他の費用について

○病院受診代、歯科受診代、健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)、理美容代、施設外に依頼されるクリーニング代等
○入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。